

薩摩渋谷氏研究の一視点 —入来文書と薩摩渋谷氏—

山 口 隼 正

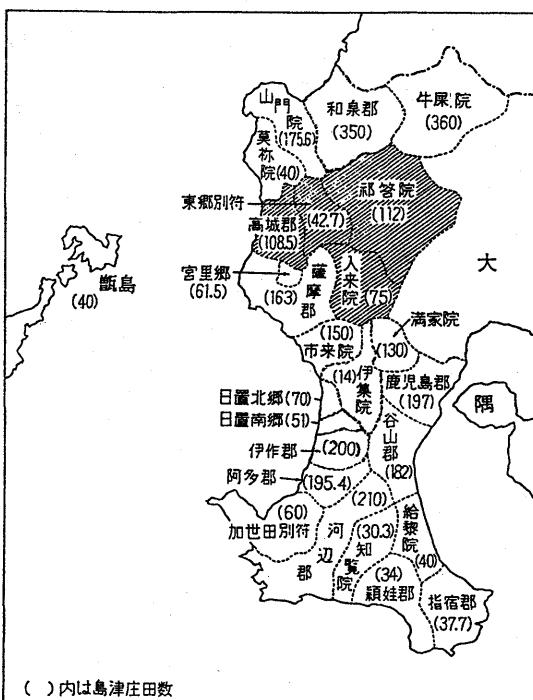
『入来文書 The Documents of Iriki』(日英両文合冊)の母体となる史料群である。

〔表1〕に「物地頭としての薩摩渋谷氏の所領」を示し、〔図1〕に「薩摩國における島津荘概略図」を示した。

ここで薩摩渋谷氏とは、中世、相模から薩摩に下向・土着した渋谷氏（本貫は渋谷莊。現、神奈川県綾瀬市）だが、鎌倉中期、三浦氏の乱（宝治合戦、一二四七）の結果、それまでの千葉氏に代わって、薩摩の四地域の、撰閑家領島津莊寄郡（よりごおり、よせごおり。半不輸地）の地頭職（惣地頭職）に任命され、しだいに一族が下向し、ここに本拠を移してしまった。そのうち例えれば入来院に下向した渋谷氏を入来院渋谷氏（=入来院氏といい、⁽¹⁾ 南九州で守護家島津氏に次ぐ大族となる。鎌倉時代に東国から下向して以来、一貫して同一地域の領主として存続したことは、島津氏とともに、全国的にみても極めて珍しい例だといえる。有名な入来院家文書をのこし、朝河貢一の代表作

〔表1〕 惣地頭としての薩摩渋谷氏の所領

飯島		建久四年帳（一九七）	宝治合戦（一二四七）～	現在地（川内市、薩摩郡）
高城郡	（総）千葉介（常胤）	（相）渋谷氏（=高城氏）	川内市、東郷町	
東郷別符	“	（=東郷氏）	入来町、樋脇町、川内市	
入来院	“	（=入来院氏）	那珂院町、宮里町、薩摩町、鶴田町	
祁答院	”	（=祁答院氏・鶴田氏）	上飯村、下飯村、里村、鹿島村	



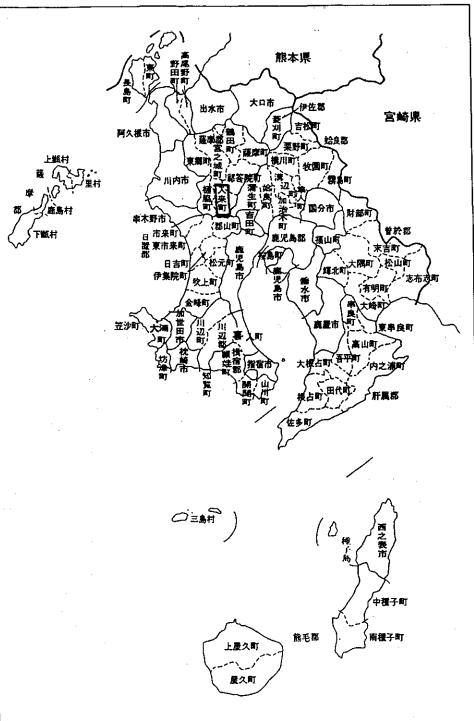
〔図1〕 薩摩國における島津荘概略図
(斜線部分=惣地頭渋谷氏)

この地域は、中部薩摩に位置し、川内川（九州第二の河川）の中下流域である。いずれも明治期に薩摩郡になつたが、このうちから昭和十五年（一九四〇）に川内市が生まれた。川内市は、川内川の河口に位置し、古来、薩摩国を中心地（高城郡）として国衙や国分寺・一宮（新田八幡宮）などが所在した。

次に念のため、【図2】として現在の「鹿児島県略図」を提示した。

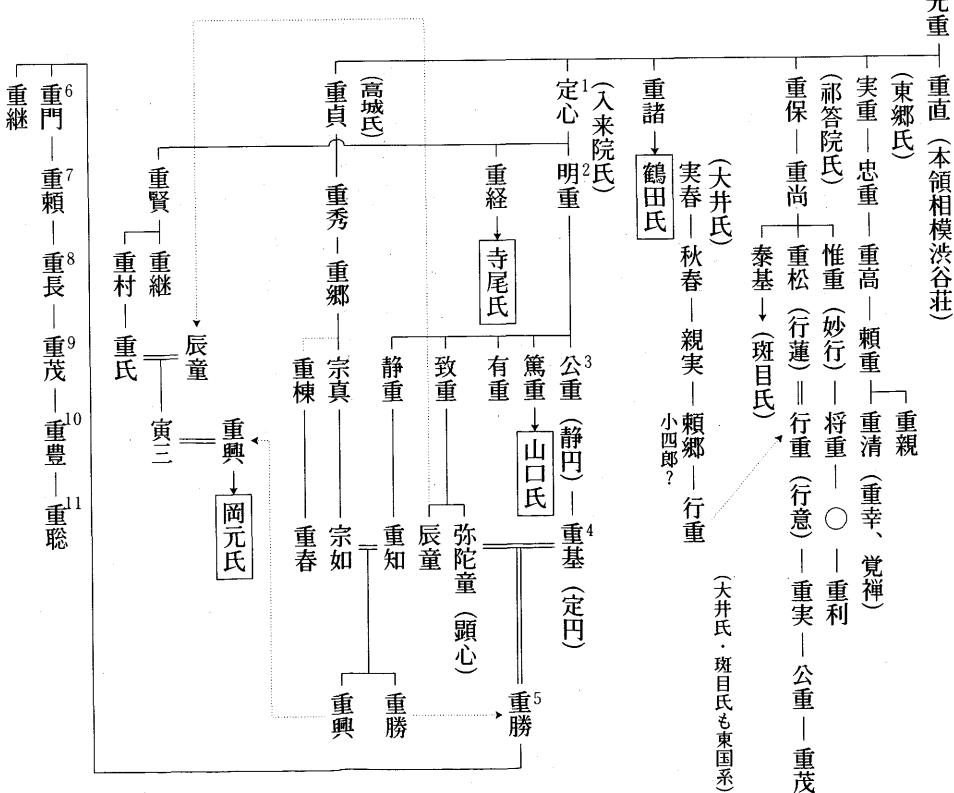
そして、「薩摩洪谷氏系図」を示そう。以下、説明の関係上、特に入来院氏・祁答院氏・高城氏について詳しく作成してみた。

この系図作成に際して、今回（一九九八年七月）の入来院家（当主入来院重尚氏、鹿児島市唐湊）調査で新たに見出せた渋谷氏系図と、先年（一九八八年十月）の都城島津家（当主島津久厚氏、宮崎県都城市早水町）調査で拝見できた渋谷氏系図の存在は、まことに有難かった。いずれも未紹介の「平氏系図」（桓武平氏—北条氏—渋谷氏）所収のものであり、双方を通覧・対照するに構成・記事は概ね同じ、元本（祖本）は同じだといえよう。



【図2】

〔薩摩洪谷氏系図〕



二

副進

事、

さて、これまで、「入来文書」を素材とした研究は非常に多く、特に①

惣地頭—小地頭（関東系御家人—國御家人）相論とか相続制など、中世在地領主研究、②耕地と集落、在家—門など、村落研究に集中している。

ここでは、「入来文書」のみでなく、既に活字にされていながら、あまり利用されていない史料に着目し、中世における薩摩渋谷氏のいわば政治社会史的位置・特徴の一端を見ていく。先ず、「A」では高城氏、次に「B」では入来院氏、そして「C」では祁答院氏が主人公となる。

〔A〕 渋谷重棟・重春父子が、東郷別符や祁答院を侵害したこと（高城

渋谷氏＝高城氏）

〔史料A〕 ①～③

① 室町幕府奉書（島津家文書）

渋谷千松丸代種重申、渋谷石見権守重棟差下子息彌四郎重春以下輩

於薩摩國東郷内鳥丸村致夜討・殺害由事、訴状副具書如此、早可被致

尋沙汰之状、依仰執達如件、

暦応四年八月廿三日

修理權大夫吉良貞家（花押）

嶋津道鑑・貞久上総入道殿

同六郎

右、此外雖有數輩、且交名注文如件、

渋谷千代童丸代信政謹言上、

〔信政本解案〕

欲早被經御沙汰、被召上其身、被處重科、為渋谷石見権守重棟子

息彌四郎重春・車内三郎・西岡彌次郎以下一族、以故敵宿意、去

五月五日押寄義以同ノ千代童丸所領薩摩國祁答院太郎丸名長野宿所、致放火狼籍狼籍及合戰間、雖訴申守護嶋津貞久上総入道々鑑、兩月無沙汰聞

校正了、

薩摩國凶徒誅伐事、以渋谷石見権守重棟、為使節所被仰也、早○任

一通 放火狼籍人等交名注文

右、渋谷石見権守重棟子息彌四郎重春以下一族、去五月五日押寄当国祁答院太郎名長野宿所、致放火狼籍及合戰之條、希代無雙之惡行、狼籍何事如之哉、仍雖訴申守護人道鑑、兩月無沙汰之條、難堪之次第也、所詮、仰御使被鎮當時狼籍、至于重棟子息重春以下交名人者、急速被召上、各為被處重科、粗言上如件、

暦応四年七月 日

放火狼籍人等交名注文

渋谷重巻彌四郎本人

西岡彌次郎左衛門尉

車内三郎

山口平次三郎

同平四郎

二渡彌四郎

大井小四郎

同四郎

同六郎

暦応四年七月 日

足利尊氏御教書案（島津家文書）

〔御教書案〕

薩摩國凶徒誅伐事、以渋谷石見権守重棟、為使節所被仰也、早○任

事書

之旨、相談之、可致嚴密沙汰之狀如件、

(足利尊氏)
御判

康永四年正月廿一日

鳴津上総人道殿

先ず、「史料A」①室町幕府奉書をみよう。これは大日本古文書の『島津家文書』に含まれる史料であるが（一一三一八号）、ここで、南北朝前期の暦応四年（一二四一）のこと、渋谷重棟（即ち高城氏）は子息重春を渋谷千松丸（即ち東郷氏）の所領東郷内鳥丸村（現在、薩摩郡東郷町鳥丸）に入れて夜討・殺害させたため、室町幕府としては、早く「尋沙汰」（事実を調査して処置）するよう当時の薩摩国守護島津貞久に命じている。

次に「史料A」②渋谷千代童丸代信政申状案（『島津家文書』一一三一七号）をご覧になると、この高城重春は、同じころ「一族」（車内三郎・西岡弥次郎ら）を率いて渋谷千代童丸（即ち祁答院氏）の所領祁答院太郎丸名長野宿所（現在、薩摩町永野地区）で「致放火狼藉及合戦」という状況であった。そのため千代童丸側は、一旦、「訴申守護島津上総人道々鑑」

したが、「両月無沙汰」につき、あらためて幕府側に「被召上其身、被処重科」よう、ここに申状（訴状）を成した訳である。ここで「副進」＝証拠書類としての「放火狼藉人等交名注文案」（リスト）をご覧いただきた。筆頭の渋谷重春「本人」の他、数名が見える。このうち「車内三郎」とは東郷渋谷氏の一員、「山口平次三郎」とは入来院氏庶流の山口重武のこと、この重武は既に重棟から宛行状を受けており、「大井小四郎」とは武藏国（現在の東京都品川区あたり）から祁答院に下向した東国系御家人である。

これら、「史料A」①②に見える現象は、高城氏が周辺の中小の東国系御家人らを結集して東郷氏や祁答院氏の所領を侵害するという、中部薩摩における東国御家人・惣地頭系の渋谷氏同士の紛争だといえ、そこに公権力として守護島津氏の介入が要請されている。

このようなことは、実はこれまで一向に見られない事例であり、注目できよう。鎌倉期、これらの地域では「惣地頭」（渋谷氏）－「小地頭」（国御家人たち）との相論（紛争）とか、同じ地域、例えば入来院内部において山口氏とか寺尾氏の相続相論などは見られ、これらに関する研究も重ねられてきているが、ここで「史料A」①②で見るような、渋谷氏同士が、境域を越えて、大規模に侵害・紛争するような事態はなかったのである。

また、「史料A」②に見える「雖訴申守護島津上総人道々鑑、両月無沙汰」とは、守護島津氏としてもこのような渋谷氏同士の紛争に巻き込まれたくなかったからだといえ、この点も注目できよう。

ここで、その要因とか、環境とかいうものを考えてみよう。一つは（a）渋谷氏「一門」「一族」という面、今一つは（b）高城重棟の立場・存在という面である。それを次にメモしてみた。

（a）渋谷氏「一門」「一族」

〔渋谷氏内部〕

イ 嘉元四年正月「入来院内上副田村地頭」渋谷重心（山口政重）代陳

状（山口文書）

〔副進〕

一通 善心（明重）置文、文永三年二月廿七日、堺以下相論出来時

者、可隨一門之計、於背此儀之輩者、雖有道理、可定于負由事」

（善心は明重の法名、入来院氏二代）

〔重心者祖父善心置文お令存知之間、去嘉元二年五月十三日、於祁答

院内山崎御堂可請一門評定之旨、令約束〕

口 建武元年十二月十九日渋谷定円（重基）等七名連署和与状（渋谷重

（連署者＝入来院重基・祐重兄弟、岡元重文、東郷重親など）（岡元文書一八号）

〔將軍家足利氏〕

ハ 建武四年卯月廿七日足利尊氏感状案（「薩摩國凶徒等蜂起事、於國致軍忠之由」）→渋谷一族等中（入來院家文書九六号）

〔守護家島津氏〕

ニ 文和二年十月廿八日道鑑（島津貞久）注進状、「其外凶徒等為退治、差向恩息師久・氏久并渋谷一族等相共候」（『旧記雜錄』前編二四、道鑑公御譜中）

ホ 文和三年四月十日島津師久注進状、「所詮、渋谷一族并地頭御家人等、師久相共致合戰之忠節者、可有抽賞之旨、被成下御教書候者、可宣候」（同右、師久公御譜中）

(b) 高城重棟の立場

ト 鎌倉末期、鎮西評定衆？（刊本や通説では宗真＝重棟とするが、実は別人だろう）

「一族」間の去状に加判「為後証、渋谷左衛門尉重棟加判形訖」—「左衛門尉重棟（花押）」

元弘三年十一月十日渋谷（祁答院）重利去状（祁答院と入來院の堺）→渋谷（入來院）重勝（入來院家文書六七号）

チ 建武五年七月十七日「重棟」宛行状（入來院内副田村）→山口平次

三郎（重武）（山口文書）

リ 康永四年正月、將軍足利尊氏、「薩摩國凶徒誅伐」のため渋谷重棟を「使節」とする（島津家文書一一三一九号。〔史料A〕③）。

実は「渋谷石見權守代」即ち高城重棟の代官による祁答院への侵害は、既に延元四年（南朝年号、一二三三九）六月に見られる。〔史料A〕②（暦応四年七月、一二三四二）の二年前のことである。

○ 延元四年六月村田如嚴軍忠状（三条泰季証判）（『旧記雜錄』前編一〇、正文在村田五郎左衛門家）

「同六月一日、渋谷安芸權守経重相共押寄同國祁答院温田城、及散々合戦」（温田ユダ。現在、薩摩郡宮之城町湯田）
守代權見權

〔史料A〕③である（『島津家文書』一一三一九号）。〔史料A〕①②の三年

半後のことである。このように重棟には、中央系権力との直結性が見られ、南九州において特殊な存在となっている。そして、これら「史料A」①②③が、入来院家文書など渋谷氏側の文書ではなく、いずれも『島津家文書』にのこっていることも注目できよう。

〔B〕 幕府が、渋谷重門に、日向国守護の遵行（「沙汰付」）行為に「合力」するよう要請したこと（入来院渋谷氏¹¹・入来院氏）

先ず、前掲の「薩摩渋谷氏系図」をご覧いただきたい。ところで、
a 渋谷重勝は、実父母系（重知、高城宗真—宗如）と養父母系（入来院氏嫡流。重基・顕心夫妻）の所領を合わせて相伝し、重基（入来院氏四代）の養子となり、入来院氏当主となり（五代）、やがて子息重門に所領を譲与する。この間の譲与・相伝過程を知る上で、主
要な文書は次のようにある。

※○康永三年二月三日高城宗真譲状案（薩摩国高城郡内、肥前国佐嘉下
領内、同国三根西郷内）→女子宗如（重知の妻、重勝の実母）（岡元
家文書二二号）（鎌倉末期、宗真は鎮西評定衆）

○貞和二年十一月廿六日入来院重基譲状案（亡父静円（公重、入来
院氏三代）重代相伝之所領）。相模国吉田莊内、上野国大類、美作
国河会莊内、薩摩国市比野）→重勝（入来院家文書五一号）

※○貞和五年閏六月廿三日重勝譲状案（前欠、「祖父宗真并母堂尼宗女
(実母宗如)が永代相伝之所領」。肥前国佐加下御領など）（→子息虎一丸）（同右四八号①）

○同日重勝譲状案（母堂顕心（養母）重代相伝所領）。薩摩国入来
内清色南方、美作国河会莊内、相模国渋谷曾司郷内、筑前国比伊郷
内）→子息虎一丸（重継）（同右四八号②）

○同日重勝譲状（親父定円（養父重基）重代相伝所領）。薩摩国入来

院内清色北方、筑前国柏原、相模国渋谷曾司郷内など）→子息虎松
丸（重門）（入来院家文書五八号、『入來文書の世界』五号文書）
※○同日重勝譲状（任親父重知（実父）譲状）。美作国河会莊内、薩摩
國入来院内一野・河床など）→子息虎松丸（重門）（同右五九号、同
右六号文書）

右で頭に※を付けたものは、実父母系、特に実母系（高城氏）の所領関
係の文書であり、高城郡の他、肥前国所在の所領（佐嘉下領、三根西郷）
が見えるのが特徴だといえる。鎌倉末期、宗真（前河内權守）¹²が鎮西評
定衆で、肥前国内に所領を有したためであろう。これに対して、養父母系
(入来院氏)の所領は、入来院の他、本貫の相模国内所領（吉田莊、渋谷曾
司郷）とか蒙古合戦勳功賞の筑前国内所領（比伊郷・柏原など）が見える。
b 重門（入来院氏六代）は、建德二年（一二七一）、子息虎五郎丸

（重頼、七代）あてに置文・譲状を作成する。ここに「惣領」单独相
続とする旨が明記されている（入来院家文書六二号・八三号）¹³。以後、
十五世紀末、重豊（一二〇代）に至るまで同旨・同一様式の譲状が認め
られている（入来院文書四七号、『入來文書の世界』八号文書参照）。

〔史料B〕 ①～④、『島津氏略系』

① 足利義詮御判御教書案（入来院家文書）

〔京都御教書案〕

〔足利義詮御判御教書案〕（足利義詮御判御教書案）
將軍家御台所御領日向国穆佐院并嶋津院事、度々被仰之處、〔直題〕畠山修理

亮・伊東下野守等不承引之間、加退治、可沙汰付下地於給主代若林彈
正忠年秀之旨、所被仰守護人也、早馳向、可合力之狀如件、
文和二年十月九日

渋谷石_{〔重門〕}見權殿

② 足利義詮御判御教書（丹波国安国寺文書）

丹波国安国寺本光福寺雜掌道性申日向国々富庄石崎郷事、訴状・具書

遣之、伊東又六押領云々、早莅彼所、来月廿日以前、可沙汰付雜掌於下地、若令違犯者、任事書旨、可致沙汰之狀如件、

觀心三年九月三日

(足利義詮)
(花押)

一色^{直氏}宮内少輔殿

(3) 室町幕府御教書写『天龍寺重書目録』甲所取)

天龍寺領日向国々富庄事、可沙汰付寺家雜掌之由、所被仰守護人大友式部丞也、早令同心合力、嚴密有遵行者、可為殊別忠之状、依仰執達如件、

至徳元年四月廿八日

(足利義詮)
左衛門佐判

嶋津越後入道殿

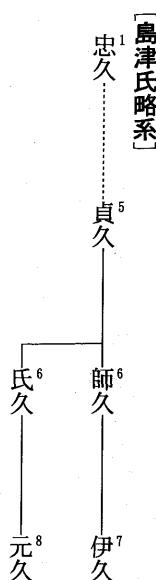
(4) 足利義政御内書写『日向記』所收伊東文書

先忠為褒美、日薩隅三ヶ国之輩可為伊東家人、但嶋津・渋谷除之者也、

(足利義政)
御判

寛正二年辛巳三月廿五日

伊東^{祐義}大和守とのへ



さて、右のような経過で所領を集中的に相伝した重門（入来院家六代）についてだが、「史料B」①足利義詮御教書案をご覧いただきたい。入来院家文書に含まれるもので（八号）、南北朝中期の文和二年（一二五三）十月、畠山直顕と伊東氏が結託して「將軍家御台所御領日向國穆佐院并嶋津院」に対し不法行為をなしているため、足利義詮（將軍尊氏の子息）『幕府側としては、その「退治」と「沙汰付』は遵行を「守護人」に

命じるとともに、これへの「合力」を渋谷重門に要請しているのである。この「史料B」①と同日付・同文の文書が島津貞久（当時の薩摩・大隅両国守護）あてにも出されており『島津家文書』一一五九号）、こちらの方は正文である。

それはともかく、当時の「守護人」とは、次の「史料B」②足利義詮御判御教書（日向国内所領の「沙汰付」=遵行）で宛先になっているからして、一色直氏だといえよう。一色直氏は、当時、九州全体を統治する鎮西管領でありながら、この日向国守護を兼ねていた。この「史料B」②（觀応三年、一二五二）の翌年が、「史料B」①（文和二年）である。

これらの史料で見ると、論所（紛争地）はいずれも室町將軍家関係所領で、論人（侵略者）の方は畠山直顕や伊東氏という日向国最大の現地勢力であった。即ち「史料B」①に見える紛争地「日向國穆佐院并嶋津院」は島津莊（摂関近衛家領）の地域であり、「史料B」②に見える国富莊はもともと八条女院領であるが（八条院は鳥羽天皇皇女の暲子）、とともに、鎌倉後期には北条氏の所領となり、建武新政トに一旦没収されて、あらためて足利尊氏に給与され、以後、足利氏・室町將軍家の所領となっている。論人のうち畠山直顕は、建武三年（一二三三六）三月、例の筑前多々良浜合戦の直後、足利尊氏によって日向国に「國大將」として派遣され、この国に新たに設置された足利氏所領（島津莊など）の確保とか、反武家の行動をとった肝付兼重らの誅伐のため努めさせられた。直顕は、さらに康永四年（一二四五）には同国守護も兼ねることになり、長く日向国を支配しているが、所領拡大などしだいに現地で領国形成の志向を強め、またこの観応期には直冬方（反幕府方に立ったため、日向国守護職を解任されたといえる。もう一人の論人伊東氏は、東国御家人系で、元来、中央幕府関係（鎌倉北条氏、室町將軍家）の所領がない日向国内宇佐宮領地域が本拠であつたが、ここで示した「史料B」①②のように、この動乱中期のころより幕

府関係所領のある島津荘（都城盆地が中心）・国富荘（宮崎平野が中心）の地域へ押妨・押領（侵害・侵略行為）をなしている。⁽¹⁵⁾

このような状況の中で中央幕府＝将軍家としては、その「沙汰付」＝遵行命令を先ず守護（一色直氏）に出したが、それでは落ち着かず、さらに隣国の有力武家たる島津氏（薩摩・大隅両国守護）や渋谷氏（そのうちでも最有力な入来院氏）に改めてその「合力」を要請したのである。そもそも「沙汰付」とは、遵行とか打渡しともいい、土地を正当な知行人に確実に渡すことで、当時、守護にとって最も基本的な職権である。

ともかく、そこで彼ら（島津氏や渋谷氏）は、相論（紛争）の当事者よりも勿論のこと、一般的の遵行行使（両使）以上に有力であることを要した。⁽¹⁶⁾さて、これと同様な例は、下って南北朝後期、同じ日向国において見える。

【史料B】③室町幕府御教書写をご覧いただきたい。この文書では、この至徳元年（一二八四）当時の日向国守護は大友親世だと明記されているが、注目すべきは、宛先が島津氏久であること、また「早令同心合力、厳密有遵行」という文言を含むことであろう。

この【史料B】③と同日付・同文の文書が「嶋津上総介」（伊久・氏久の甥）・「嶋津又三郎」（元久・氏久の子）あてにも出されている（『天竜寺重書目録』甲）。

ここで宛先になっている彼ら伊久（薩摩国守護）・氏久・元久は、いうまでもなく守護家島津氏の歴代であり、当時、薩摩・大隅・日向の南九州三カ国において領国を形成しつつあった。

このような情勢に対応して、この文書【史料B】③は「早令同心合力、厳密有遵行」という文言を含んでいる。つまり中央幕府としては、一旦、守護大友親世あてに「沙汰付」＝遵行命令を出したが、論所「国富荘」が京都五山天竜寺領（将軍家関係所領（論人は恐らく伊東氏）である上に、⁽¹⁸⁾

現地において守護権力が不安定なために、改めてこのような文言を含む幕府御教書（管領奉書）を島津氏にあてたものといえよう。

さらに下って、十五世紀半ばのことだが、『日向記』卷三所収の伊東文書に【史料B】④のような史料が見当たる。寛正二年（一四六一）三月の伊東氏あての足利義政御内書（写）だが、ここで「日薩隅三ヶ國之輩可為伊東家人、但嶋津・渋谷除之者也」とあるのは、南九州一帯における島津・渋谷両氏の勢力・立場を象徴しているといえよう。

【C】九州探題今川了俊—渋谷氏—大願寺という関係（祁答院渋谷氏）
祁答院氏

さて大願寺は、祁答院柏原（現、薩摩郡鶴田町柏原）に所在したが、南北朝期に諸山（五山系寺院の第三ランク）となつた禅院で、祁答院渋谷氏＝祁答院氏の廟所となる。早く江戸初期に現地では廢寺化するが、現在も石塔群（祁答院氏歴代と同寺住持歴代のもの）がある。

ここに【史料C】（a～c）として中世大願寺関係の資料を提示し、若干コメントしておこう。

a 【史料C】a～c

① 宝篋印塔
a 石塔銘の例（年月日は忌日を示す）

① 「 応永廿二年
（①徳翁誉=徳翁行誉、祁答院重茂）
十一月一日」

② 宝篋印塔
「正印大師

③ 宝塔（？）
応永八年辛巳十月十日」

「前住当山万寿瑩中玖禪師」

(③瑩中玖=瑩中昌玖)

応永二十年(戊午)六月十七日入滅

○

これら石塔銘①②③は、いずれも十五世紀初頭、応永年間のものだが、二十年近く前、ゴールデン・ウイークのこと好天の日に現地を散策、カメラに収めつつ銘文をメモしてみた。^④荒れ放題で、まさに苦

むした石塔群だったが、その後、当地は「大願寺墓塔群」として鹿児島県の史跡に指定された。

b
『天祥和尚錄』(建仁寺両足院所蔵、『五山文学新集』別巻二)
天祥和尚初住薩州路黃龍山大願禪寺語錄

門人

師於永和四年十一月十日受請、十一月初五日、就于東山建仁禪寺知足院塔下、拈衣云、不是黃梅夜半、不是雞足峰前、知足天上、別是相伝、今日拈出、搭在一肩、披衣云、無縫塔中點頭否、借婆裙子拝婆年、便礼拜、

全五年二月二十一日入寺、

(中略)

①

陞座、拈香云、此一瓣香、(後内祖天皇)熱向炉中、端為祝延

今上皇帝聖躬万歳(万歳萬歳)、陛下、恭願、高居北闕尊、長保南山

壽、雙龍登用、景星耀而泰階平、麟鳳呈祥、聖人作而万物覩、

次、此香、奉為征夷大將軍、資陪祿算、伏願、久握閼外之權、翼戴

王室、深契環中之妙、毘贊宗門、

③ 此香、奉為九州總知大相國公、資陪福祿、伏願、當門無声刁斗、三

軍止戈、官路不見烽烟、九州衝璧、

④ 此香、奉為大檀那讚州太守、增崇祿位、伏願、開竹園於此地、長為

吾門金湯、分茅土於一方、弥固皇家藩衛、

次拈香云、二十余年秘藏懷裡、皮膚脫尽、真実猶存、錯向人前、壳

弄声恤、早知今日事、悔不慎当初、已展不縮、爇向爐中、供養前住
大明國龍興府龍安山兜率禪寺、後住日本國平安城瑞龍山南禪々寺、
黄龍十三世、特賜真源大照禪師龍山大和尚、用酬法乳之恩、〔德見〕日要△
天下之人、〔明應榮西〕知干光子孫猶在、

(中略)

退院上堂、鈞命新來自柳宮、隨緣又向冷泉行、群山猿鶴應嗤我、十
里青松傾蓋迎、時赴聖福命、

○ この語錄によつて、永和四年十一月十日条、綱文「幕府、一麟^{天ヲ}
薩摩大願寺住持ト為ス、尋デ一麟入寺ス」が与えられよう(『大日
本史料』六編未刊、『史料綜覽』綱文なし)。

○ 『扶桑五山記』によれば、「黃龍山大願禪寺」は開山一関宗万・準開

山起宗宗胄とある。一麟は、関白家九条氏の出(九条道教の子)、

時期からして、右の宗万・宗胄に統いて大願寺三世といえよう。

○ 右掲『語錄』の拈香部分は、①祝聖香(天皇に対する焼香)→②將軍香③探題香④檀那香⑤嗣法香といえる。

○ 右の③に見える「九州總知大相國公」とは当時の九州探題今川了俊

を指し、この箇所を探題香と称しておきたい。この「探題香」は、

南北朝後期、今川了俊探題期にのみ見かけるので、ここにも、他の

九州探題とは違つた、了俊の現地における権威・権力が象徴づけら

れていよう。

○ また⑤嗣法香で、一麟は自から「黃龍十三世」たる竜山德見を嗣法

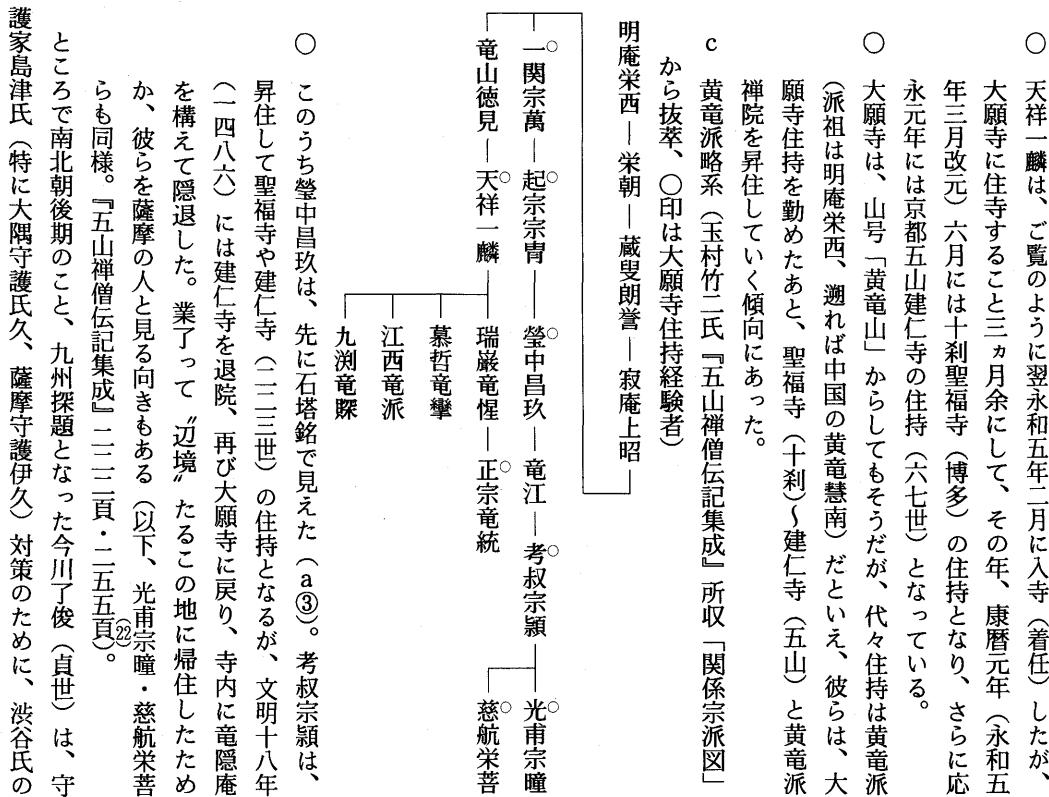
したことと明記している。竜山は、五十年近くも中国(元)に滞在

し(一三〇五—一三五〇)、ついに帰国したという、日本人として

抜群の長い期間に亘つて外国滞在した僧だが、一麟は、帰国後の竜

山によく仕え、囑望されていた(『五山文学新集』別巻二の六八五

頁、『天祥和尚錄』解題参照)。



誘引に努めた。入来院氏の当主は、重門（六代）の子、七代重頼であり、薩摩渋谷氏にとって中核的存在だといえるが、探題了俊は、この重頼に対して、特に多くの書状を出したり、本領安堵や恩賞給与を条件に付けた軍勢催促状を出すなど、薩摩国支配にとり最も重要な文書を発給しており、それらが入来院家文書に多くのこされている。²³⁾

薩摩国守護には、周知のよう永和二年（一三七六）八月に島津伊久に代わって探題了俊が補任されたが（『祢良文書』一一四三九号）、私は既に永徳二年（一三八二）には伊久が復職していると考える（入来院家文書一七一号・一九六号）。しかし伊久にとっては、その後も、明徳元年（一三九〇）七月、入来院重頼宛の幕府御教書（管領奉書）で「自今以後、不可隨伊久成敗」などと書かれている（同右一五三号）。

以下、叙述に直接関係ある史料を「史料D」（①～③）として掲げる。

【史料D】
① 「伊与守」書下（山門文書）

○発給者「伊与守」は今川貞継（探題了俊の子息。入来岡元文書事、可付沙汰市来崎彈正忠之状如件、

明徳五年卯月九日

伊与守（花押）

設樂駿河守殿

○発給者「伊与守」は今川貞継（探題了俊の子息。入来岡元文書卯月廿九日「貞継」書状と花押一致）

② 今川了俊感狀（入来院家文書一三七号）

去月五日於山門城、自身太刀打凶徒打取云々、殊感悦之至也、上洛之上者、此趣可注進之状如件、

明徳五年四月廿五日

沙弥^(今川了俊)（花押）

護家島津氏（特に大隅守護氏久、薩摩守護伊久）対策のために、渋谷氏の

○宛先の渋谷重継は重門（入来院氏六代）の弟
③ 大願寺寄進地由緒書（『祁答院旧記』所収）

一、明徳五年六月廿五日山門院感應寺ヲ（大願寺）當寺ニ寄進、（天願寺）貞繼（渋川）探題ナリ、
さて、ここで「史料D」の①「伊与守」書下をご覧いただきたい。とにかくこの「伊与守」書下は、「沙汰付」＝遵行文書だといえる。発給者「伊与守」とは探題今川了俊の子息であり、ここで宛先になっているもの（両使）は何れも現地南九州系ではなく、特に設楽氏の方は恐らく今川氏に随つて九州に下向してきたのであろう。遵行の対象地（現在、出水市付近）は山門院あり、ここは北薩（北部薩摩）に位置し、鎌倉以来、守護家島津家島津氏にとって最初の拠点であり、この「史料D」①で文中で当事者として見える市来崎氏も島津氏の被官となっていた。当時の薩摩国守護島津伊久の所領も、この山門院にある（『島津家文書』一一六一〇号）。今川氏が、このように南北朝合一直後に島津氏の拠点の北薩地域で統治権的行為をとつていたこと、しかもこのような文書が、市来崎氏＝山門氏に堂々と伝来されたことは注目できる。⁽²⁵⁾

このころ今川了俊は、南九州において特に渋谷氏を掌握し、島津氏を制圧して、山門院など北薩地域の經營に努めていた。「史料D」の②今川了俊感状、そして③大願寺寄進地由緒書および「表2」をご覧いただきたい。感應寺（山門院）・大願寺（祁答院）ともに五山系禪院だが、感應寺の外護者（スponサー）は守護島津氏で、大願寺の方は祁答院氏（渋谷氏）が外護者であり、ともに既に諸山になっていた。ただここに見えるよ

	所在地	「諸山花」 ⁽²⁴⁾	外護者
感應寺（聖一派）	山門院	曆応二（三三九）	守護島津氏
大願寺（黄龍派）	祁答院	貞治五（三六六）	祁答院氏

〔表2〕

うな感應寺（出水郡野田町所在）が大願寺に「寄進」された事実は確かめられないが、このような政治情勢、即ち九州探題今川氏による守護家島津氏対策と薩摩渋谷氏接近という状況を象徴している。勿論、寄進者「貞継」とは今川貞継だといえよう。但し「渋川探題ナリ」とある注記（割書）は誤り。この明徳五年は、まだ今川了俊が九州探題在任中であり、渋川氏＝満頼が探題になるのは翌々年の応永三年のことである。それはともかく「貞継」の「寄進」時期は、先の「史料D」①「伊与守」書下などと同じである。

以上のような状況の中で、当時、九州探題今川氏勢力（了俊—貞継父子）が、中部薩摩の渋谷氏（一大願寺）と結託して、北部薩摩—特に島津氏の本拠山門院—を完全に占領していたといえよう。

〔注〕

- 1 入来院渋谷氏は、南北朝後期の永和二年（一三七六）、重頼（七代）のときまでは「渋谷」氏と称されていたが（入来院家文書一七六号、永和二年五月二十五日今川了俊書下）、この重頼は、永徳二年（一三八二）には「渋谷清敷殿」（同一九六号、永徳二年五月三十日今川了俊書下）、明徳元年（一三九〇）には「渋谷清色殿」（同一五三号、明徳元年七月十八日室町幕府御教書）と称され（清敷＝清色＝キヨシキは、入来院の中心部の汎称。現在の入来町入来小学校区）、次の重長（八代）は、応永三十年（一四二三）に「清色殿」と称され（同三九号、応永三十年八月三十日島津存忠久起請文）、その子息重茂（九代）に至って、永享八年（一四三六）にはついに「入来院殿」と称され始めている（同三八号、永享八年九月十四日島津忠国安堵状）。
- 2 祁答院氏については、大井氏（武藏国出身）・斑目氏（出羽国出身）という弱小東国系御家人（一分地頭）との間に姻戚関係が生じた。この点、斑目文書（鹿児島県史料旧記雜錄拾遺）収録）や大井文書（例えば高島緑雄氏「補訂大

井文書「駿台史学」六五号収録)の文書・系図で見られ、後述の渋谷氏系図

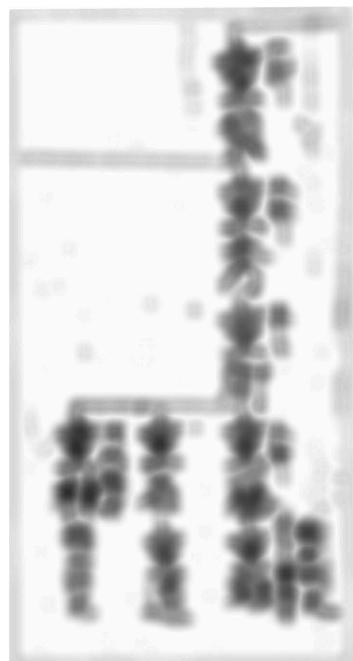
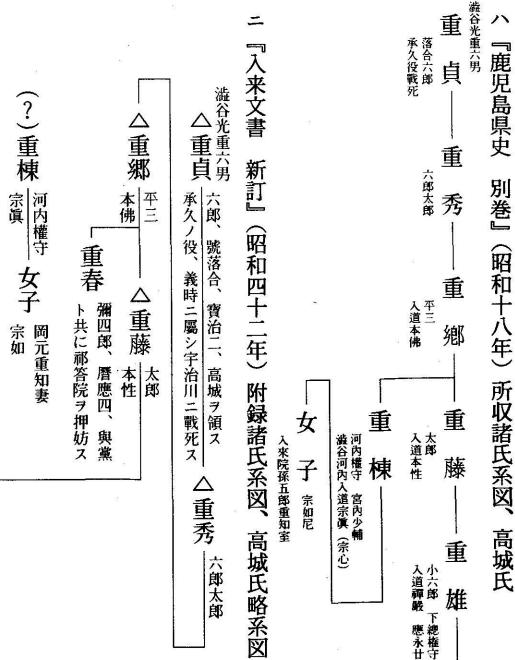
(入来院家所蔵、都城島津家所蔵)においても記述されている。

(3) 高城氏については、これまで宗真=重棟として鎮西評定衆と見られてきた

が、本稿では、後注(注11)で指摘するように同時期の両者の花押の形が全く異なる(官途も違う。重棟は左衛門尉(石見權守)ことに気付いたので、両者を別人だとみて、ここに系図では重棟を仮に点線で横並びにした)。

なお、この箇所、従来の系図類では次のようになっている。

イ渋谷氏系図(入来院家所蔵系図「二番」②平氏系図のうち)



口渋谷氏系図(都城島津家所蔵平氏系図のうち)

(4)

このうち入来院家所蔵「平氏系図」の方は、刊本『入来文書』などに収録されていて、従来、その存在すら紹介されていないものだが、入来寺尾家旧蔵

『御文書改帳』(鹿児島大学附属図書館現蔵)によれば、まさに「二番」(2)

(平氏系図)――「四番」(古系図表巻、但上下切レテ不見得)に当たる

るもので、これら両者(「二番」②、「四番」)は、もともと直接接続するものだといえ、両者全体の草案(下書き)が「五番」(当家系図草案表巻)だと確かめられる。そして「四番」の末尾に、奥書「宝徳」年(1452)三月吉日

之」(宝徳四年(1452))がある(詳細は山口「入来院文書について」三三三頁、史料編纂所第三回史料展覧会目録『入来文書の世界』総説)。

都城島津家所蔵の方は、先年、宮崎県史編纂のため現地調査の結果、その存在が判明したものだが（私も県史編纂委員として現場で拝見）、『宮崎県史 史料編』（中世一・二）には収録されなかった。入来院家所蔵の方は、右に述べたように、「二番」②と「四番」とは別々になっているが、元来は連続すべきもので、都城島津家所蔵の方は全て連続している。入来院家所蔵のものは奥書があるが、都城島津家の方にはそれが見えない。しかし都城島津家所蔵の方は、入来院家のものとは違って、薩摩渋谷氏の支流名を一々記してあり（重尚祁答院、定心入来院、重貞高城など）、また祁答院氏の記事が一段と詳しい（行重^{大井重行意}大井）以下。途中で、大井行重が祁答院重松の養子となり、大井氏が祁答院氏の嫡流となってしまう。なお、両家所蔵のこれら平氏系図、特に奥書（宝徳四年）をもつ入来院家所蔵の方は、北条氏系図としても極めて珍重であり、名越氏や金沢氏について詳しく、今後、入来院家本「北条系図」としてあらためて検討する価値があるう。

- (5) 例えば福島金治氏「南九州中世史研究文献目録」（川添昭二氏編『九州中世史研究』第二輯、昭和五十五年十一月）や日隈正守氏「鹿児島中世史関係文献目録」（鹿児島中世史研究会報）五一号、平成八年四月）を通覧しよう。
- (6) 車内は、当時、東郷渋谷氏の地頭所所在地である（入来院家文書一六三号、建長四年六月三十日関東裁許状案）。現在、川内市田海町今村に小字名として車内（クルマウチ）がある（もと薩摩郡下東郷村）。
- (7) 山口文書建武五年七月十七日重棟宛行状の宛先「山口平次三郎」、平次三郎＝重武（山口氏系図）。山口文書は「鹿児島県史料旧記雜錄拾遺」に収録。
- (8) 大井文書暦応三年七月二十日島津貞久施行状の宛先「大井小四郎」。なお本文は次の通り。
- 薩摩国凶徒退治事、去月三日御教書如此、急速致用意、相催一族可被發向之状、依仰執達如件、

暦応三年七月廿日

沙弥^(島津貞久)
(花押)

③ 元亨一年(一一三二)五月六日「前河内権守(花押)」施行状(当社御遷

大井小四郎殿

これは軍勢催促の施行状だが、大井文書（鹿児島県川辺郡川辺町大井光三氏所蔵）のうち唯一の正文だと思え、文中の「去月三日御教書」とは同年（暦応三年）三月三日付の足利直義軍勢催促御教書を指す（『旧記雜錄』前二十所收權執印文書）。またこの貞久施行状は書止が完全な奉書形式「依仰執達如件」となっていることに注目できよう（『旧記雜錄』前二十所收權執印文書、暦応三年五月十五日貞久施行状も同旨で同型文書）。貞久発給の公文書の書止は、一般に「仍執達如件」である（山口「南北朝期九州守護の研究」四九四頁）。

(9) この南北朝前期、「薩摩國凶徒」とは、伊集院忠国（伊集院地頭、島津氏庶流）・谷山隆信（谷山郡司、在地系）・鮫島家藤（阿多郡地頭、もともと東国系）であり、このようく武家政権側としては、彼らを誅伐するために薩摩国人層を催促している。詳細は山口「南北朝期九州守護の研究」四八九頁～四九一頁参照。

(10) 例えば川添昭二氏は「鎮西評定衆及び同引付衆・引付奉行人」（『九州中世史研究』第一輯、昭和五十三年十一月）において、北条（赤橋）英時の時期の鎮西評定衆として見える渋谷河内権守入道を、渋谷重棟＝沙弥宗真としておられる（一七四頁）。

(11) 従来、渋谷重棟＝宗真だと見られて来たが、ここに彼らの花押がある文書を編年に並べ、花押の形状を確認し、互いに別人であることを提起したい。

- ① 文保二年(一一三一八)四月五日「前河内権守(花押)」施行状(□――□月廿二日御教書)の旨に任せて、「肥前國河上社遷宮事」→□――□座主御房(河上神社文書上) a型
- ② 文保二年六月廿五日「前河内権守(花押)」書下(白垣彦童丸申す「筑後國白垣郷八院塙事」につき「越訴」の棄捐)→山代又三郎殿跡(松浦山代文書) a型



a型

- 宮事、去月廿八日御教書如此」→河上宮座主御房（河上神社文書上）a型
- ④ 元徳二年（一二三三〇）三月十六日「宗真（花押）」書下（肥前国佐嘉下御領内女子分尼寺尾御前知行分田地七段を一宮河上社へ「寄進」するにつき、その承認）→寺尾尼御前（河上神社文書上）a型
- ⑤ 元弘二年（一二三三一）二月九日「沙弥（花押）」寄進状（肥前国佐嘉下莊内由比里卅三坪毫町の寄進）→河上宮（河上神社文書中）a型
- ⑥ 元弘三年十一月十日「平重利（花押）」「左衛門尉重棟（花押）」連署去状（祁答院と入来院の堺、一野・河床・中木庭村の事）→波谷重勝（入来院家文書）b型
- ⑦ 建武元年（一二三四四）八月廿七日「沙弥宗真（花押）」寄進状（肥前国佐嘉下領小福益名内田地毫町の寄進）→肥前高城寺（高城寺文書坤）a型

b型 (⑥⑧)

- ⑧ 建武五年七月十七日「重棟（花押）」宛行状（薩摩国入来院内副田村）→山口平次三郎（山口文書）b型
- ⑨ 康永参年（一二三四四）二月三日「沙弥（花押）」譲状（薩摩国高城郡内田地壹丁、屋敷壹所など）→女子平氏_{法名}（岡元文書）a型
- ⑩ 康永参年二月三日「沙弥（花押）」譲状（筑前国駅家村内光清名地頭職、肥前国三根西郷内東津泉空閑三分之一。「勲功賞として拝領」）→孫子重興（岡元文書）a型
- 以上、列挙してみたが、a型とb型という二つの系統の花押がある。a型の方が殆どであり、途中にb型がある。aは「前河内權守」（①②③）・「宗真」（④）・「沙弥」（⑤⑥⑩）・「沙弥宗真」（⑦）と署判しており、bの方は「左衛門尉重棟」（⑥）・「重棟」と（⑧）と署判している。ここに「前河内權守」=

「宗真」だが、「左衛門尉重棟」＝「重棟」とは全く別人だといえよう。

(12) ちなみに宗真が既に鎌倉後期に肥前国佐嘉下領に権益を有していたことは、

前注(11)の④文書(元徳二年三月十六日宗真書下、河上神社文書)や⑤文書(元弘二年二月九日沙弥宗真寄進状、同右文書)によって明らかである。また宗真是、南北朝期の初頭、建武三年(一二三三)四月二日、足利尊氏袖判下文(案)によつて「勲功賞」として三根西郷地頭職に補任され(「渋谷河内入道」宛)、これを遵行するよう(「渋谷河内入道宗真申肥前国三根西郷地頭職事、任御下文沙汰付候」)、同年七月十三日、執事高師直施行状(案)が一色範氏(初代鎮西管領)宛に発せられている(岡元家文書一〇号)。

(13) このうち入来院家文書八二号(渋谷重門譲状)の全文を、ここに提示しよ

う。

譲与
所 子息虎五郎丸

(渋谷重門)

- 一所 薩摩国人来院内清色北方
- 一所 北方内上副田村
- 一所 中村
- 一所 市比野村半分地頭職并下地
- 一所 南方内清色村
- 一所 楠本村
- 一所 倉野村
- 一所 久中村
- 一所 柏嶋村
- 一所 筑前国(草良郡)柏原村水田屋敷
- 一所 筑後国(上座郡)永淵屋敷、同國みな木の屋敷
- 一所 甲斐国(下座郡)西嶋内章入在家田畠

一所 美作国河絵庄内下森上山大足
一所 相模国(高麗郡)渋谷曾司郷内ふちこゝろの屋敷立野等事、

右、於所領等者、重門重代相伝所領也、仍虎五郎丸「相副次弟調渡手繼証文等、限永代所譲与也、於御公事者、任先例可致支配者也、「次重門以降所領之事、雖有數輩之兄弟、守其器用、惣領一人仁一所ヲモ不残可譲与之也」、「若背此旨、所領ヲ於分与數子之輩者、不可有重門之子孫云々、如此定置上者、若万一ニモ所領ヲ雖分譲、任此状之旨、於惣領一人之計、押而可令知行者也、且為後證、所書載置文之趣也、仍譲状如件、

建徳二年十月十五日

(渋谷)
彈止少弼重門(花押)

ご覽のように、後半の「」部分に「惣領」単独相続の旨が明記されている。なお六二号文書は、これと同日付・同旨(「惣領」単独相続)、重門置文である。

(14) 山口『南北朝期九州守護の研究』(文献出版)第七章日向国守護のうち「一色直氏」項(三七五頁)参照。

(15) 同右書、第七章日向国守護のうち「畠山直顯」項(三五七頁～三七四頁)参考。

(16) 山口「前期室町幕府による日向国「料国」化」(中世九州の政治社会構造)吉川弘文館)一六九頁。

(17) 因みに当時、南北朝前期、薩摩渋谷氏が遵行面で使節として見える例に、次のような文書がある。

○康永二年(一二四三)四月五日 将軍家執事高師直奉書(「今年三月廿六日御下文」に任せて、薩摩国加世田別符相模八郎^{伊作宗久}半分を島津道恵に「沙汰付」=「時敏跡」→渋谷下総權守入道、渋谷新平次入道(島津家文書)^{重基})
遵行すべし)→渋谷下総權守入道、渋谷新平次入道(島津家文書)
「今年三月廿六日御下文」とは、これに該当する、同日付の島津道恵あて足利尊氏袖判宛行下文が現存する(同右)。

ここで、宛先として二名、即ち両使(遵行使)として渋谷氏が見える。うち

一名は重基（入来院氏四代）だと既に刊本類に傍注が付けられている。もう一人の「渋谷下総権守入道」には、一向に傍注が付けられていないが、鎌倉末期に「鎮西評定衆」だった高城重雄と同一人だと考えてよからう。

ここで、高城重雄について少し考証してみよう。延慶二年（一二〇九）十二

月十一日鎮西下知状に「仰渋谷彦太郎重尚法師^{法名・淨重}・河内小太郎重雄、□四日

尋問実否之処」とあり（『旧記録』前編十一 権執印文書）、正和二年（一二一

三）十一月二十日鎮西御教書案の宛先として「下総権守」とあり（比志島文書）、文保二年（一二一八）十一月一日鎮西下知状案に「仰下総権守重雄、尋

問違背実否之処」とあり（『旧記録』前編十二 所収市来崎文書）、右の康永二年（一二四三）四月五日高師直奉書の宛先の一人に「渋谷下総権守入道」が見える（島津家文書）。その間、次の二つの文書がある。

① 文保三年正月廿三日「前下総権守（花押）」施行状（原田淨法と得重助道

との相論殺害刃傷の事につき「去年十二月廿日御教書」の旨に任せて「注申」すべし）→河上平次郎（河上文書）

なお原本（宮崎県総合博物館現蔵）に、押紙「鎮西之奉行人也云々渋谷下総権守重雄^{當國高城氏之祖}」がある。

② 康永元年八月十三日「沙弥禪嚴（花押）」請文（肥前国佐賀上庄内中村壱

坪壱町に対し「惣地頭役」以下の公事停止）→高城寺侍者（高城寺文書）

実は、これら①と②の発給者の花押は一致し、「前下総権守」＝「禪嚴」であり、高城重雄の花押だと提起したい。

高城重雄の活動は、この康永二年（一二四三）以降は辿れない。先に注

（3）で触れた高城氏系図（特に刊本ハニ）において高城重雄を「応永廿九（一四二二）滅亡」などとするのは、時期的にあまりに懸け離れており、誤りだといえよう。

そもそも南北朝前期の薩摩国関係の「沙汰付」は遵行文書は極めて少なく、しかもその実例はいざれも島津氏自体が所領給与の受給者（当事者）の場合で

あつたため、中央幕府側からの「沙汰付」文書の宛先としては守護島津氏以外の権力者、即ち鎮西管領一色直氏（三例）や国大将畠山直顯（一例）、それにここで見た両使渋谷氏（一例）がなった例があるに過ぎない（実情は山口「南北朝期九州守護の研究」五四三頁・五四五頁・六一〇頁参照）。



(18) 前注 (16) 論文一六三頁～一六八頁。

(19) 「日向記」は、伊東氏中心の日向史だが、最近、あらためて「宮崎県史叢書」
（19）『日向記』は、伊東氏中心の日向史だが、最近、あらためて「宮崎県史叢書
価値については、山口「祁答院断想—大願寺行」（『鹿児島中世史研究会報』
四二号、昭和五十九年）で詳述した。

(20) これら石塔銘は殆ど未紹介・未刊のものだといえる。これらの史料的位置や

特に①について、若干のコメントを施しておきたい。先ず①の「徳翁誉」と

は、祁答院渋谷氏系図（斑目文書、鹿児島大学附属図書館所蔵）にみえる徳翁行譽、祁答院重茂のことである。重茂は、応永五年十一月六日付「前出羽守重茂（花押）」安堵状（祁答院柏原下河口など）を遺している（斑目文書）。実は、つい先日出した『大日本史料』七編二十三（昭和五十六年十一月刊）、応永二十二年雜載の死歿項に、次の史料を収載した（三八九頁）。

【祁答院旧記】鹿児島大学附属図書館所蔵

渋谷家代々之廟処

一聖寿庵

（行譽）

徳翁誉公大禪定門

祁答院家六代出羽守重茂也、

応永廿二年十一月一日

祁答院旧記に含まれる右掲史料の原典は、実は①の銘文であったと氣付き、自ら新鮮に感じた次第である。この①に気付いていたら、勿論『大日本史料』にも自信をもつて収載できたものと、若干後悔の念も湧いた。また祁答院渋谷氏系図（関係部分）や重茂花押の形状などを提示しておきたかった。右掲史料の見出しにあるように、大願寺は祁答院「渋谷家代々之廟処」で、「聖寿庵」は重茂に因んだ塔頭だといえよう。重茂は、祁答院渋谷氏としては、斯様に史料に恵まれている。近年の『大日本史料』編纂の傾向からすれば、この重茂死没に対するは、雑載ではなく、独立した綱文、即ち応永二十二年十一月一日条「薩摩祁答院重茂卒ス」なる綱文が与えられてもよいところ（従って大日本史料の「目次」にも綱文が載る）。その際、冒頭に据えられる史料は、勿論のこ

と、①（金石文）である。

(21) 山口前注 (20) 論文および山口「入寺語録の構造と年表」（東京大学史料編纂所研究紀要）八号）参照。

(22) また正宗竜統（黄龍派）の文集『禿尾長柄帚』（建仁寺両足院所蔵）下に、次のような箇所を見出す（『五山文学新集』四の八二頁）。

（渋谷重豊）
古春居士寿像贊、入来院、

坐謝鋸於石巖中、非其所處隨其志也、臥冠進於野渡上、非其所為隨其言也、奚止消搖方外、或復旁礴本元、梁之劉勰削髮為僧、武帝賜名惠地長列縉服、唐之劉總乞骸棄俗、穆宗賜號大覺創開紹園、閔西有一老將、千里命駕中原、嘗值他指其心、現寶鏡於洞水、間需予円其頂、借仏手於靈源、然後觀繪事肖鐵面、乃提三尺劍截斷仏祖、与其着黃牛皮、不若披一長裘蓋覆乾坤、幸是船輶機回位、矧乎騎射目擊道存、隱顯都是何物、黃金鑄出鐵崑崙、夫是謂〔今以定榮〕薩摩入來院前野州大守平氏渋谷重豊〔今以定榮〕為名、古春為号、退閑于以心軒者也矣、

ここで正宗竜統から「寿像贊」を得た渋谷重豊は、まぎれもなく入来院渋谷氏十代重豊のことである。この寿像贊の末尾にあるように、重豊は法名「古春定榮」として、「以心軒」（おそらく古春庵内）に退閑（隠居）する。この寿像贊は、延徳二年（一四九〇）八月の「下野守重豊」讓状（入来院家文書四七号）と重豊の卒する「文亀元年辛酉閏六月二日卒」（入来院家文書）付録「入来院氏系図」との間、さらに正宗竜統の明応七年（一四九八）正月示寂を勘案すれば、とにかく一四五〇年代に成されたものといえよう、この十五世紀最末期は、先述したが、考叔宗頴は大願寺に帰任後のこと、正宗竜統も、同じ黄龍派、しかも宗頴と殆ど同じ年輩として、これ以前から互いに足繁く往来し、自らも文明十二年（一四八〇）前後に大願寺の公帖を受けているようである（『五山禪僧伝記集成』二二二頁・三一〇頁）。当時、正宗竜統は、京都五山建仁寺（黄龍派）に任じながら（七住）、特に考叔宗頴を通じて、大願寺の外護者祁答院氏のみでなく、その南隣、同じ渋谷氏一族で最有力な入来院氏（重豊）とも互いに生前に交渉があったといえよう（寿像贊たる由縁）。今後、薩摩渋谷氏と黄龍派との関係も考慮すべきであろう。なお右掲「古春居士寿像贊、入来院」の「古春」とは、現在、入来麓の一角、清色橋バス停付近の小字

名である。この「古春」の地には重豊の創建した「古春庵」跡があり、そこ
に宝篋印塔群がある（『入来町誌』下巻一〇一頁～一〇四頁参照）。

○ この寺像贊も、殆ど直対（直接隣り同士が対句）と隔句対（一句おきの対
句）の配列・組合せから成っており、いわゆる駢儼文である。7878（坐
謝鯤（其言也））66（奚止（本元））810810（梁之（紺園））66（関西
中原）6666（嘗值（靈源））（然後）66（観絵（沙門））4444
(号耶（浣盆々々）)610610（与其拈（乾坤））などとなっている（数字は
各句の字数）。ここに、試みに全文を読下してみよう。

〔読下し文〕

古春居士寺像贊 入来院

謝鯤を石巖の中に坐し、其の処する所その志に隨わざるなり。寇準を野渡の上
に臥せ、其の為す所その言に隨わざるなり。奚ぞただ（止）方外を消搖し、或
いは復た本元に旁礴せん。采の劉魏は髪を削り僧となり、武帝が名惠地を賜う
に綏服に長列す。唐の劉緯は骸を乞い俗を棄て、穆宗が号大覺を賜うに紺園を
創開す。閑西に一老将あり、千里駕を中原に命ず。嘗て他に値い其の心を指
し、宝鏡を洞水に現す。間かに予に需め其の頂をめぐ（円）り、仏手を靈源に
借る。然る後、絵事を観るに鉄面に（肖。似に同じ）、乃ち梶貌は沙門の如
し。号が名か、漆涌々々。言か志か、浣盆々々。其の黒蛇の骨を拈するより
は、三尺の剣を提げ仏祖を裁断するに若かず。其の黄牛の皮を着するよりは、
一長袴を披き乾坤を蓋覆するに若かず。幸いに是れ韜略機回転、矧んや騎射
目撃道存においておや。隱顯すべて（都來）是れ何物ぞ。黄金は鉄昆布を鋤出
す。夫れ是れ之を食邑と謂うに、薩摩入来院前野州太守平氏洪谷重豊は今定采
を以つて名とし、古春を号として、以心軒に退閑する者なり。

○ 実は正宗竜統は、『蒲室疏』（中国の笑隱大訟による駢儼文の典型）の研究
をするなど、禅林駢儼文作法の代表的伝承者の一人であり、また先の天祥一
麟の法孫として、天祥の行状『一庵駢儼師行状』を撰している（『続群書類

従】卷二三九、刊本九輯下）。

（23）山口『南北朝期九州守護の研究』第九章薩摩国守護のうち「今川了俊」項
(五三〇頁～五三三頁) 参照。

（24）感應寺の「諸山」化については、五味克夫氏が『鹿大史学』二八号で紹介し
た「感應寺由来」に、「暦応二年十二月十七日諸山御教書一通 大相國尊氏御
判」とあり、大願寺の方は、右掲『祁答院旧記』所収の大願寺寄進地由緒書
に、「同（貞治）五年八月廿七日諸山賜御教書畢」と見える。

（25）山口「日向・薩摩と今川氏兼・貞繼—探題今川氏九州支配末期の一こま—」
〔南北朝遺文月報〕五。

〔付記〕本稿は、昨年（一九九八年）十一月、史料編纂所の企画展「入来文書の世
界」に際して、担当した講演「入来文書と薩摩洪谷氏」（於東京大学山上会
館）の第二章部分（薩摩洪谷氏研究の視点）を文章にしたものである。本稿
作成の過程で、土岐陽美さん（旧姓西崎）、松村記代子さんにお世話になっ
た。